

別表

介護従事者の確保に関する事業

1 基金事業	2 交付の対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者	6 補助率
介護の普及啓発事業	平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「介護の普及啓発事業実施要綱」に基づき実施する事業	(1) セミナー・講習会等 1回当たり200千円	介護及び介護の仕事の理解促進・普及啓発を目的として愛知県内で行うセミナー・講習会等の開催に必要な次の経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広報料、手数料）、委託料、使用料（会場使用料、大道具等借上料）	市町村（介護保険の保険者である広域連合を含む。（以下、この表において「市町村等」という。）、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年五月二十六日法律第三十号）第40条第2項第1号から3号に基づく介護福祉士養成施設（以下、この表において「介護福祉士養成施設」という。）を運営する法人、福祉関係職能団体、介護保険法（平成9年法律第123号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく事業所・施設（以下、この表において「介護事業所」という。）を運営する法人、その他介護分野の専門性を有する団体	3/4
		(2) イベント（講演会・シンポジウム等、就職説明会・業界説明会） 1回当たり3,400千円	介護及び介護の仕事の理解促進・普及啓発を目的として愛知県内で行うイベントの開催に必要な次の経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料	市町村等	3/4
		(3) 職場体験 1人につき 1日当たり 6千円	福祉・介護の仕事に関心を有する者に対して実施する職場体験において必要な次の経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料	市町村等	3/4
		(4) 普及啓発資材等作成 1事業者当たり 500千円	介護に従事していない者への介護に関する普及啓発を目的としたリーフレットやポスター等の作成等に必要な次の経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料	市町村等、介護福祉士養成施設を運営する法人、福祉関係職能団体、介護事業所を運営する法人、その他介護分野の専門性を有する団体	3/4

1 基金事業	2 交付の対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者	6 補助率	
介護人材資質向上事業	平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「介護人材資質向上事業実施要綱」に基づき実施する事業	(1) 市町村補助金			市町村等	3/4
		① 市町村等が、事業所職員等に対し研修を実施した場合	市町村等が事業所職員等に対して行う、介護従事者の資質の向上を図るための研修の実施に必要な次の経費	市町村等が事業所職員等に対して行う、介護従事者の資質の向上を図るための研修の実施に必要な次の経費		
		1回当たり 698千円	賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料		
		② 市町村等が、事業所の行う研修に対して助成した場合	事業所が行う介護従事者の資質向上を図るための研修に対して市町村等が助成する次の経費	事業所が行う介護従事者の資質向上を図るための研修に対して市町村等が助成する次の経費		
		1回当たり 150千円	負担金、補助金及び交付金	負担金、補助金及び交付金		
		③ 市町村等が、事業所が負担する職員の研修受講料に対して助成した場合	事業所が従業者に介護従事者の資質向上を図るための研修を受講させるために負担した受講料に対して市町村等が助成する次の経費	事業所が従業者に介護従事者の資質向上を図るための研修を受講させるために負担した受講料に対して市町村等が助成する次の経費		
		市町村等が負担した額	負担金、補助金及び交付金	負担金、補助金及び交付金		
		(2) 介護人材養成関係団体補助金				
		① 介護従事者資質向上補助金	関係団体が介護の仕事に従事している者やこれから従事しようとする者に対して介護技術の向上及び取得等のために実施する研修の開催に必要な次の経費	介護福祉士養成施設を運営する法人、介護分野の専門性を有する団体	3/4	
		1回当たり 100千円	賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料（会場使用料）、賃借料			
		② 介護事業所従事者育成支援補助金	関係団体が派遣する講師が、事業所の個々の要望や実状に合わせた研修のプログラムを作成し、介護職員として必要な知識・技術に関する研修の開催に必要な次の経費	介護福祉士養成施設を運営する法人	3/4	
		1回当たり 150千円	賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料（会場使用料）、賃借料			
		③ 外国人介護留学生学習支援事業費補助金	介護福祉士養成施設が外国人留学生に対して行うカリキュラム外講義の開催に必要な経費	介護福祉士養成施設を運営する法人	3/4	
		1時間当たり 3,700円	賃金、超過勤務手当、報償費（謝金）、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、委託料			

1 基金事業	2 交付の対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者	6 補助率
研修受講支援事業	平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「研修受講支援事業費補助金実施要綱」に基づき実施する事業	(1) 喀痰吸引研修 ① 1号、2号研修 1人当たり 180千円 ② 3号研修 1人当たり 60千円	従業者に喀痰吸引研修を受講させるために必要な経費 (介護事業所が直接負担する受講料又は、受講者が支払った受講料に対する支給金(いずれもテキスト代、保険料、事務手数料を含み、交通費、郵送料、基本研修の再試験代、実地研修の再評価代、補講代を除く。))	介護事業所を運営する法人	1/2
		(2) アセッサー講習 1人当たり 20千円	従業者に介護キャリア段位制度におけるアセッサー講習を受講させるために必要な経費 (介護事業所が直接負担する受講料又は、受講者が支払った受講料に対する支給金(いずれもテキスト代、取扱手数料を含み、交通費、郵送料を除く。))	介護事業所を運営する法人	3/4
キャリアパス対応生涯研修事業	平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「キャリアパス対応生涯研修事業実施要綱」に基づき実施する事業	4,211千円	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が行うキャリアパス対応生涯研修事業のために必要な次の経費 人件費(給与、手当、社会保険料等)、賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費等購入費、会議費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、賃借料、負担金	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会	10/10
介護福祉士資格取得支援事業	平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「介護福祉士資格取得支援事業実施要綱」に基づき実施する事業	1時間当たり 1,250円 ただし、研修時間数の3倍を補助基準の上限とする。	介護現場に従事する者が研修を受講する際に必要な代替職員の確保に必要な人件費及び委託料(労働者派遣料に限る。) 注)上記「人件費」とは、事業者の定める給与規定等に基づき、代替職員に対して支給された給与等(賞与、通勤費、各種手当を含む。)と社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料及び労働保険料)事業主負担分との合計。	介護事業所を運営する法人	1/2
法律相談等支援事業	平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「法律相談等支援事業実施要綱」に基づき実施する事業	5,528千円	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が介護事業所に対して行う、専門相談対応に必要な次の経費 人件費(給与、手当、社会保険料等)、賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会	10/10

1 基金事業	2 交付の対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者	6 補助率
認知症地域医療支援等事業	平成27年4月15日老発0415第6号厚生労働省老健局長通知の別添「認知症地域医療支援事業実施要綱」（第8普及啓発推進事業を除く。）に基づき実施する事業及び平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「認知症対応病院個別指導事業実施要綱」に基づき実施する事業	6,460千円	認知症地域医療支援等事業の実施に必要な次の経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	名古屋市	3/4
認知症介護者等養成研修事業	平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知の参考2「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（4(1)認知症介護基礎研修、4(2)実践研修及び(6)認知症介護指導者養成研修を除く。）に基づき実施する事業	1,510千円	認知症介護実践者等養成事業の実施に必要な次の経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	名古屋市	3/4
高齢者権利擁護人材養成事業（市民後見推進事業）	平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「市民後見推進事業実施要綱」に基づき実施する事業	1市町村当たり 4,000千円	高齢者権利擁護人材養成事業（市民後見推進事業）の実施に必要な次の経費 報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	市町村	3/4

1 基金事業	2 交付の対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者	6 補助率																												
介護施設内保育所運営事業	介護従事者が働きながら子育てができるよう介護施設内に設置した保育施設を運営する事業 (介護施設の介護従事者の児童に係る保育を対象とする。)	<p>各介護施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護施設、介護医療院）内保育施設につき、1の補助基準の区分に応じて、2により算定した基本額より、3により算定した保育料収入相当額を控除した額。</p> <p>1 補助基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>児童数</th> <th>保育時間</th> <th>保育士等人数</th> <th>保育料</th> <th>対象面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I型</td> <td>1人以上</td> <td>8時間以上</td> <td>2人以上</td> <td rowspan="5">月額 10,000円 以上</td> <td rowspan="5">児童1人 当たり 1.65㎡</td> </tr> <tr> <td>II型</td> <td>4人以上</td> <td>8時間以上</td> <td>2人以上</td> </tr> <tr> <td>III型</td> <td>10人以上</td> <td>10時間以上</td> <td>4人以上</td> </tr> <tr> <td>IV型</td> <td>20人以上</td> <td>10時間以上</td> <td>7人以上</td> </tr> <tr> <td>V型</td> <td>30人以上</td> <td>10時間以上</td> <td>10人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 基本額</p> <p>(1) I型 1人×180,800円 ×運営月数</p> <p>(2) II型 2人×180,800円 ×運営月数</p> <p>(3) III型 4人×180,800円 ×運営月数</p> <p>(4) IV型 5人×180,800円 ×運営月数</p> <p>(5) V型 6人×180,800円 ×運営月数</p> <p>3 保育料収入相当額</p> <p>(1) I型 24,000円×運営月数 ×1人</p> <p>(2) II型 24,000円×運営月数 ×4人</p> <p>(3) III型 24,000円×運営月数 ×10人</p> <p>(4) IV型 24,000円×運営月数 ×14人</p> <p>(5) V型 24,000円×運営月数 ×18人</p>	区分	児童数	保育時間	保育士等人数	保育料	対象面積	I型	1人以上	8時間以上	2人以上	月額 10,000円 以上	児童1人 当たり 1.65㎡	II型	4人以上	8時間以上	2人以上	III型	10人以上	10時間以上	4人以上	IV型	20人以上	10時間以上	7人以上	V型	30人以上	10時間以上	10人以上	<p>左記2の事業の実施に必要な次に掲げる経費</p> <p>(1) 保育士等の人件費（給料・諸手当等）</p> <p>(2) 委託料（内訳は人件費とする。）</p> <p>※開所期間が1月に満たない場合は対象外とする。</p>	介護事業所を運営する法人	2/3
区分	児童数	保育時間	保育士等人数	保育料	対象面積																												
I型	1人以上	8時間以上	2人以上	月額 10,000円 以上	児童1人 当たり 1.65㎡																												
II型	4人以上	8時間以上	2人以上																														
III型	10人以上	10時間以上	4人以上																														
IV型	20人以上	10時間以上	7人以上																														
V型	30人以上	10時間以上	10人以上																														

1 基金事業	2 交付の対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者	6 補助率																						
喀痰吸引等整備事業	平成29年6月14日付け29地福第351号健康福祉部長通知の「喀痰吸引等整備事業実施要綱」に基づき実施する事業	1登録研修機関当たり 1,000千円	登録の申請に先立ち喀痰吸引等研修の実施に必要な機械器具を購入する経費 備品購入費（吸引装置一式、経管栄養用具一式、処置台又はワゴン、吸引訓練モデル、経管栄養訓練モデル、心肺蘇生訓練用器材一式、人体解剖模型）	社会福祉士及び介護福祉士法附則第6条の規定に基づき新たに登録研修機関として愛知県へ登録の申請をしようとする者	1/2																						
外国人介護留学生奨学金給付等支援事業	令和4年3月29日付け社援基発0329第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知に基づき実施する事業及び平成31年4月1日付け31地福第220号福祉局長通知の「外国人介護留学生奨学金給付等支援事業実施要綱」に基づき実施する事業	介護福祉士資格の取得を目指す留学生1人につき下表のとおり	介護事業所を運営する法人が、介護福祉士資格の取得を目指す留学生に対し支給する奨学金等に要する下表の経費	介護事業所を運営する法人	1/3																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>経 費</th> <th>基 準 額</th> <th>対 象 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">日本語学校</td> <td>学費</td> <td>50,000円 月額</td> <td rowspan="2">1年以内</td> </tr> <tr> <td>居住費などの生活費※1</td> <td>30,000円 月額</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">介護福祉士養成施設</td> <td>学費</td> <td>50,000円 月額</td> <td rowspan="5">正規の就学期間※2</td> </tr> <tr> <td>入学準備金</td> <td>200,000円 1回限り</td> </tr> <tr> <td>就職準備金</td> <td>200,000円 1回限り</td> </tr> <tr> <td>介護福祉士試験受験対策費用</td> <td>40,000円 1回限り</td> </tr> <tr> <td>居住費などの生活費※1</td> <td>30,000円 月額</td> </tr> </tbody> </table>				対 象	経 費	基 準 額	対 象 期 間	日本語学校	学費	50,000円 月額	1年以内	居住費などの生活費※1	30,000円 月額	介護福祉士養成施設	学費	50,000円 月額	正規の就学期間※2	入学準備金	200,000円 1回限り	就職準備金	200,000円 1回限り	介護福祉士試験受験対策費用	40,000円 1回限り	居住費などの生活費※1	30,000円 月額
対 象	経 費	基 準 額	対 象 期 間																								
日本語学校	学費	50,000円 月額	1年以内																								
	居住費などの生活費※1	30,000円 月額																									
介護福祉士養成施設	学費	50,000円 月額	正規の就学期間※2																								
	入学準備金	200,000円 1回限り																									
	就職準備金	200,000円 1回限り																									
	介護福祉士試験受験対策費用	40,000円 1回限り																									
	居住費などの生活費※1	30,000円 月額																									
		<p>※1)家賃の他、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費。 ※2)病気等真にやむを得ないと知事が認める事由により留年した場合は対象期間に含める。</p>																									

1 基金事業	2 交付の対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者	6 補助率
介護事業所 I C T 導入支援事業	令和4年6月17日付け老高発0617第2号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知に基づき実施する事業及び令和元年11月1日付け31地福第1286号福祉局長通知の「介護事業所 I C T 導入支援事業実施要綱」に基づき実施する事業	<p>職員数※に応じて、1事業所当たり以下のとおり</p> <p>(1) 以下のいずれかを満たす場合（予定を含む）</p> <p>① LIFEにデータ提供している又は提供を予定していること</p> <p>② 同一事業所内に加えて、異なる事業所間や地域の関係機関間において居宅サービス計画書等のデータ連携を行っている又は行うことを予定していること</p> <p>③ I C T 導入計画書において文書量の半減を見込んでいること</p> <p>ア 1名以上10名以下 1,333,334円</p> <p>イ 11名以上20名以下 2,133,334円</p> <p>ウ 21名以上30名以下 2,666,667円</p> <p>エ 31名以上 3,466,667円</p>	<p>介護事業所が導入する I C T 機器の購入、リース等に関する次の経費</p> <p>(1) 介護ソフト 記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で行う機能を持つ介護ソフトの購入費又は使用料（ただし、事業所が独自開発する介護ソフト等に係る費用は対象外）</p> <p>(2) 情報端末 専ら介護ソフトを使用するための端末であってタブレット端末やインカムなど ICT 技術を活用したものの購入費又は使用料（ただし、メンテナンス費や事業所に設置するパソコンやプリンター等の端末にかかる費用は対象外）</p> <p>(3) 通信環境機器等 (1)(2)を利用するために必要な Wi-Fi 環境を整備するために必要な機器購入費及び設置費（ただし、通信費は対象外）</p> <p>(4) 保守経費等 クラウドサービス利用料、保守・サポート費、導入設定費、導入研修費、セキュリティ対策費、ICT 導入に関する他事業者からの照会等に応じた経費等</p> <p>(5) その他 バックオフィス業務ソフト導入の購入費又は使用料、その他知事が適当と認めるもの（ただし、既に保有している機器等の廃棄に係る経費並びに機器の設置に係る建物の改修費は対象外）</p>	介護事業所を運営する法人	3/4
		<p>(2) (1) 以外の場合</p> <p>ア 1名以上10名以下 2,000,000円</p> <p>イ 11名以上20名以下 3,200,000円</p> <p>ウ 21名以上30名以下 4,000,000円</p> <p>エ 31名以上 5,200,000円</p> <p>※職員数 ・時点における常勤換算方法により算出し、小数点以下は四捨五入。また、常勤・非常勤の別は問わない。 ・訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、I C T を活用する職員（管理者や生活相談員等）も算入できる。</p>		1/2	

1 基金事業	2 交付の対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者	6 補助率	
介護ロボット導入支援事業	令和4年6月17日付け老高発0617第2号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知に基づき実施する事業及び令和2年8月12日付け2高福第698号福祉局長通知の「介護ロボット導入支援事業実施要綱」に基づき実施する事業	(1)介護ロボット1機器当たり ア 以下の要件を満たす場合 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること ①移乗支援（装着型・非装着型）、入浴支援の場面において使用されるもの 1,333,334円 ②移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、介護業務支援の場面において使用されるもの 400,000円	介護ロボット機器の購入費、リース代（保険料、通信費、メンテナンス費用、既に保有している機器等の廃棄に係る経費は対象外）	介護事業所を運営する法人	3/4	
		イ ア以外の場合 ①移乗支援（装着型・非装着型）、入浴支援の場面において使用されるもの 2,000,000円 ②移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、介護業務支援の場面において使用されるもの 600,000円			1/2	
		(2)見守り機器の導入に伴う通信環境整備 ア 以下の要件を満たす場合 少なくとも見守りセンサー、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの3点を活用し、従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うとともに、利用者のケアの質の維持・向上や職員の休憩時間の確保等の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること 1事業所当たり 10,000千円			見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る次の経費 (1) Wi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等） (2) 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）の導入に必要な経費 (3) 見守り機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（見守り機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、見守り機器を用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）	3/4
		イ ア以外の場合 1事業所当たり 15,000千円				1/2

